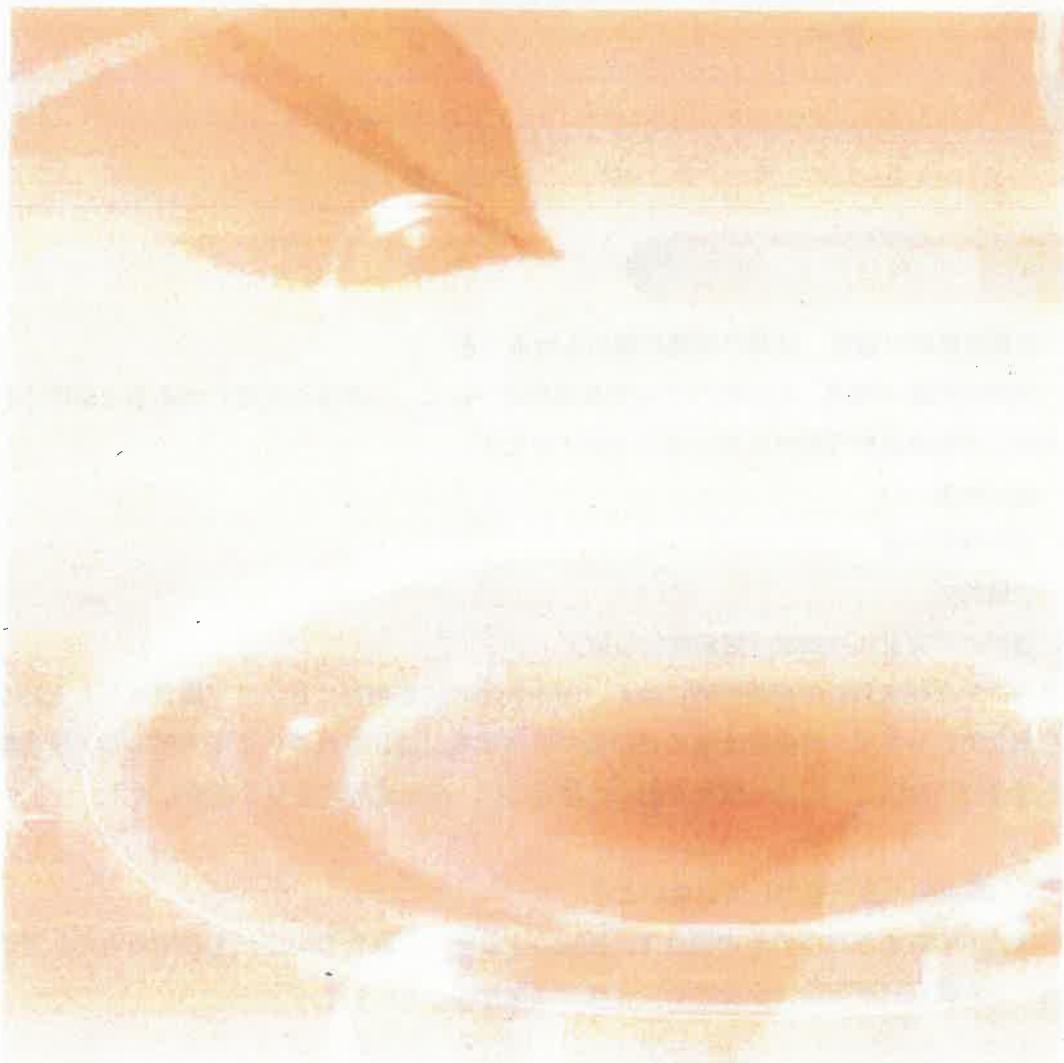


労災保険

二次健康診断等給付 の請求手続



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

労働安全衛生法に基づいて行われる定期健康診断等のうち、直近のもの（以下「一次健康診断」といいます）において、脳・心臓疾患に関する一定の項目に異常の所見がある場合に、二次健康診断等給付が受けられます。

給付の要件

1 一次健康診断の結果、異常の所見が認められること

一次健康診断の結果、次のすべての検査項目について、「異常の所見」があると診断されたときは二次健康診断等給付を受けることができます。

- ① 血圧検査
- ② 血中脂質検査
- ③ 血糖検査
- ④ 腹囲の検査またはBMI（肥満度）の測定

なお、一次健康診断の担当医師により、①から④の検査項目において「異常なし」と診断された場合であっても、労働安全衛生法に基づき事業場に選任されている産業医等が、就業環境等を総合的に勘案し、異常の所見を認めた場合には、産業医等の意見を優先します。

2 脳・心臓疾患の症状を有していないこと

一次健康診断またはその他の機会で、医師により脳・心臓疾患の症状を有すると診断された場合、二次健康診断等給付を受けることはできません。

3 労災保険の特別加入者でないこと

特別加入者の健康診断の受診は自主性に任されていることから、特別加入者は二次健康診断等給付の対象とはなりません。

給付の内容

二次健康診断等給付では、二次健康診断と特定保健指導があります。

1 二次健康診断

二次健康診断は、脳血管と心臓の状態を把握するために必要な検査で、具体的には、次の検査を行います。

① 空腹時血中脂質検査

空腹時において血液を採取し、食事による影響を排除した低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）および血清トリグリセライド（中性脂肪）の量により血中脂質を測定する検査

② 空腹時血糖値検査

空腹時において血液を採取し、食事による影響を排除した血中グルコースの量（血糖値）を測定する検査

③ ヘモグロビンA_{1c}（エーワンシー）検査

食事による一時的な影響が少なく、過去1～2か月間における平均的な血糖値を表すとされているヘモグロビンA_{1c}の割合を測定する検査

※ 一次健康診断で受検している場合は、二次健康診断では行いません。

④ 負荷心電図検査または胸部超音波検査（心エコー検査）のいずれか一方の検査

・ 負荷心電図検査

階段を上り下りするなどの運動により心臓に負荷を加えた状態で、心電図を計測する検査

・ 胸部超音波検査

超音波探触子を胸壁に当て、心臓の状態を調べる検査

⑤ 頸部超音波検査（頸部エコー検査）

超音波探触子を頸部に当て、脳に入る動脈の状態を調べる検査

⑥ 微量アルブミン尿検査

尿中のアルブミン（血清中に含まれるタンパク質の一種）の量を精密に測定する検査

※ 一次健康診断の尿蛋白検査で、疑陽性（±）または弱陽性（+）の所見が認められた場合に限ります。

2 特定保健指導

特定保健指導は、二次健康診断の結果に基づき、脳・心臓疾患の発症の予防を図るため、医師または保健師の面接により行われる保健指導です。具体的には、次の指導を行います。

① 栄養指導

適切なカロリーの摂取等、食生活上の指針を示す指導

② 運動指導

必要な運動の指針を示す指導

③ 生活指導

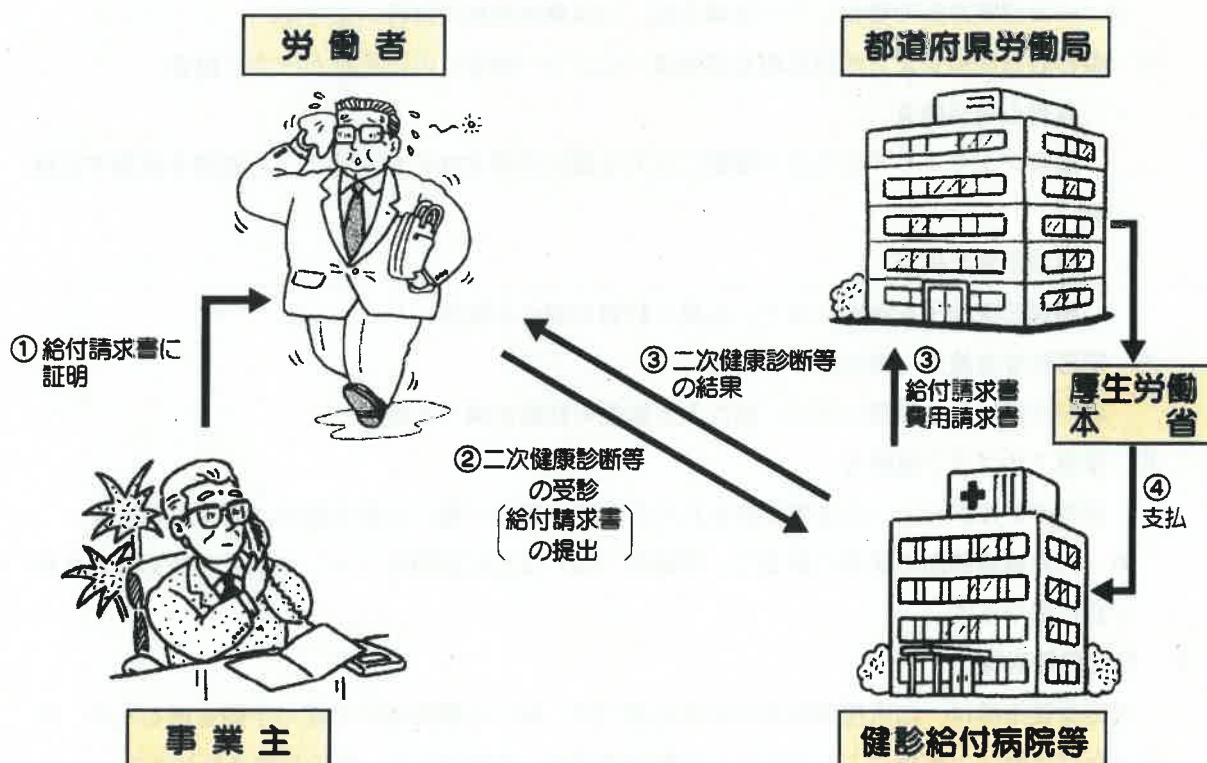
飲酒、喫煙、睡眠等の生活習慣に関する指導

なお、二次健康診断の結果、脳・心臓疾患の症状を有していると診断された場合は特定保健指導は、実施されません。

二次健康診断等給付の流れ

労災病院または都道府県労働局が指定する病院・診療所（以下「健診給付病院等」といいます）において、直接、二次健康診断および特定保健指導を無料で受診できます。

二次健康診断等給付の流れは、以下のようになります。



請求の手続き

二次健康診断等給付を受けようとする方は、「二次健康診断等給付請求書」（様式第16号の10の2）に必要事項を記入し、一次健康診断の結果を証明することができる書類（一次健康診断の結果の写しなど）を添付して、健診給付病院等を経由して、所轄の都道府県労働局に提出してください。

請求に当たっての注意事項

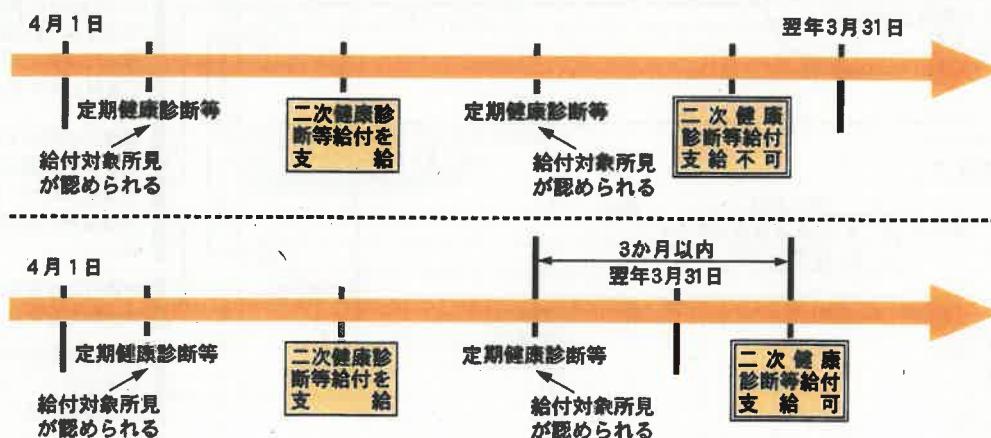
1 請求期間

二次健康診断等給付の請求は、一次健康診断の受診日から3か月以内に行ってください。ただし、次のようなやむを得ない事情がある場合は、3か月を過ぎてからの請求も認められます。

- ① 天災地変により請求を行うことができない場合
- ② 一次健康診断を行った医療機関の都合などにより、一次健康診断の結果の通知が著しく遅れた場合

2 給付を受けることができる回数

二次健康診断等給付は、1年度内（4月1日から翌年の3月31日までの間）に1回のみ受けることができます。そのため、同一年度内に2回以上の定期健康診断等を受診し、いずれの場合も二次健康診断等給付の要件を満たしていた場合でも、二次健康診断等給付はその年度内に1回しか受けることができません。



3 二次健康診断等給付を受けることができる医療機関

二次健康診断等給付は、健診給付病院等でのみ受けることができます。

請求書記入例(表面)

様式第16号の1の2 (表面) 労働者災害補償保険 基面に記載してある注意事項をよく
二次健康診断等給付請求書 読んだ上で、記入してください。

帳票種別	①管轄局	②検査区分	③保留	④受付年月日	標準字体																										
※ 38530	□	□	□	□	05 アカサタナハマヤラワ 16 イキシチニヒミ リン 27 ウクスツヌフムユル 38 エケセテネヘメ レ 49 オコソトノホモヨロー																										
⑤ 勤務保険番号	府県(所管) 県 13101123456000	⑥処理区分	⑦支給・不支給決定年月日	⑧特例コード																											
1月 3女	3大正 5昭和 7平成	※	7280514	19か月組 定期保険等 1及び8																											
⑨性別	⑩労働者の生年月日	⑪一次健康診断受付年月日	⑫二次健康診断受付年月日	※(欄は記入しないでください。)																											
1男 3女	135000426	7280514	7280620																												
⑬労働者	シメイ(カタカナ): 送と名の間に1文字を記入してください。調査・半調査は1文字として記入してください。 コウロウ 夏口ウ					一次健康診断を受けた年月日を記入してください。																									
氏名	厚勞太郎 (○○歳)					実際に二次健康診断を受けた日を記入してください。																									
フリガナ	チヨダクカスミガセキ					検査が複数の日にわたって行われた場合は、最初の日を記入してください。																									
住所	千代田区霞ヶ関 1-2-2					一次健康診断の結果について記入してください。																									
郵便番号	100-8916					一次健康診断における尿蛋白検査の結果を記入してください。																									
一次健康診断結果欄	一次健康診断(直近の定期健康診断等)における以下の検査結果について記入してください。 (以下の⑩、⑪、⑫及び⑬の異常所見について、すべて「有」の方が二次健康診断等給付を受給することができます。)					脳または心臓疾患の症状の有無について記入してください。																									
⑩血圧の測定における異常所見 (高い場合に限る。)	1 有 3 無	⑪血中脂質検査における異常所見 (高い場合に限る。)	1 有 3 無	⑫腹部又はBM(肥満)の測定における異常所見 (高い場合に限る。)	1 有 3 無	⑬尿蛋白検査についての所見	⑭脳又は心臓疾患についての検査を行っているなど、当該実施の時点での有無																								
⑮検査方法	1 血管圧検査 3 心電図 5 血管圧検査 6 心電図	⑯異常所見(高い場合に限る。)	1 有 3 無	⑰検査方法	1 有 3 無	1 有 3 無	1 有 3 無																								
事業主証明欄	名称 ○○病院 電話 () - 所在地 錦高区東大泉 ○-○-○					電話 () -	二次健康診断および特定保健指導を受けた医療機関の名称および所在地を記入してください。																								
⑯の期日が⑪の期日から3ヶ月を超えている場合は、その理由について、該当するものをつけ印で囲んでください。 イ 天災地変により請求を行うことができなかった。 ロ 医療機関の都合等により、一次健康診断の結果の通知が著しく遅れた。																															
⑯の者について、⑯の期日が一次健康診断の実施日であること及び新付された書類が⑪の期日における一次健康診断の結果であることを証明します。 28年6月13日																															
事業主証明欄	事業の名称 株式会社 ○○商事 電話 () - 事業場の所在地 中央区銀座 2-4-○○ 事業主の氏名 ○○太郎 (法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名) 労働者の所属事業場の名称・所在地					印	心エコー検査および頸部エコー検査を別の医療機関で受けた場合は、その医療機関については記入する必要はありません。																								
上記により二次健康診断等給付を請求します。 東京 労働局長 殿																															
請求人の住所 千代田区霞ヶ関 1-2-2 電話 () - 氏名 厚労太郎 印 (記名押印又は署名)																															
支給決定決済書																															
<table border="1"> <tr> <td>局長</td> <td>部長</td> <td>課長</td> <td>調査年月日</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>復命書番号</td> <td>第</td> <td>号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>決定年月日</td> <td>・</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>不支給理由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>								局長	部長	課長	調査年月日	・	・				復命書番号	第	号				決定年月日	・	・				不支給理由		
局長	部長	課長	調査年月日	・	・																										
			復命書番号	第	号																										
			決定年月日	・	・																										
			不支給理由																												

一次健康診断を受けた年月日を記入してください。

実際に二次健康診断を受けた日を記入してください。

検査が複数の日にわたって行われた場合は、最初の日を記入してください。

一次健康診断の結果について記入してください。

一次健康診断における尿蛋白検査の結果を記入してください。

脳または心臓疾患の症状の有無について記入してください。

血糖検査の方法を記入してください。

二次健康診断および特定保健指導を受けた医療機関の名称および所在地を記入してください。

心エコー検査および頸部エコー検査を別の医療機関で受けた場合は、その医療機関については記入する必要はありません。

一次健康診断を受けた日から3ヶ月以内に請求することができなかつた場合には、その理由について該当するものに○を付してください。

事業主の証明が必要です。支店長等が事業主の代理人として選任されている場合、当該支店長等の証明を受けてください。

自筆による署名の場合は押印は必要ありません。

二次健康診断等給付を請求した年月日(二次健康診断等を医療機関に申し込んだ日)を記入してください。

請求書記入例(裏面)

請求書印字用紙(裏面)

次健康診断を行った医師が異常の所見がないと診断した項目に○をつけ、産業医等が異常の所見があると診断した項目に△をつけ、該当するものを一つ選んで下さい。	
1 血圧	
2 血中脂質	
3 血糖値	
4 腹囲又はBMI(肥満度)	異常の所見があると診断 △
5 産業医等の氏名 記名押印又は署名	

一次健康診断を行った医師が血圧、血中脂質、血糖値、腹囲またはBMI(肥満度)のいずれかについては異常なしと診断した場合で、その後産業医等が上記のいずれかの項目について異常を認めたことにより二次健診等給付を受けれる要件を満たした場合には、産業医等が異常を認めた項目に○を付してください。

(注意)



- 1 表示された欄に以下「記入欄」の記入欄の右の文字は、光学式文字

読み装置（OCR）で麻疾讀取装置にて読み取れます。大きめで、必要以上に強く振り出されない、ひつづけしないで下さい。

2 在職中の事項がない欄又は記入欄に横線を引くと、事項を選択する場合は該該箇所該該箇所を上に横線を引いて該該箇所を選択する事項を下に横線を引いて該該箇所を記入して下さい。該該箇所を該該箇所に記入せることで、該該箇所に記入しないで下さい。

3 記入欄の部分は、必ず他の印字マシンを使用し、機械表面右側に記載された「標準字体」で記入して下さい。機械表面右側に記載された「標準字体」で記入して下さい。

4 「一次健康診断」と「直近の定期健康診断等」方略案を衛生法第56条第1項の規定による健康診断又は該該健康診断に係る同条第5項ただし書の規定による健康診断のうち、直近のものとあります。

5 例えば、実際の一次健康診断を受診した日（複数日に分けて受診）の場合は最初に受診した日（日を、また、實は、一次健康診断等給付を請求した日）一次健康診断等を医療機関に申し込んだ日（とされ記入してください）。

6 以下の2点との事項を証明することができる一次健康診断の結果を教えてください。

7 「一次健康診断等実施機関の名称及び所在地」の欄に記入時は、実際の一次健康診断等を受診した医療機関の名前及び所在地を記載してください。胸部聴診器検査・心電学検査・又は頭部聴音器検査・頭部MRI検査を別の医療機関にて行った場合、当該医療機関について自己載せる必要があります。

8 「事業主の氏名」の欄及び「請求人の氏名」の欄は、記名押印せずに代えて、自筆にて署名をしておこなって下さい。

9 「労働者並びに事業場の名称、所在地」の欄に記入時は、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合には、労働者が直接所属する店舗、工事現場等を記載して下さい。

10 「産業医等」とは、労働安全衛生法第13条に基づき該該労働者が所属する事業場に選任され、該該事業場に同法第13条の規定する労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師（地域産業保健センターの医師、小規模事業場が共同選任する産業医の要件を備えた医師等）をさします。

記入欄	姓 名 性別 年齢 年 月 日	性別 年齢 年 月 日	性別 年齢 年 月 日	性別 年齢 年 月 日
記入欄 削除 追加 記載欄	姓 名 性別 年齢 年 月 日	姓 名 性別 年齢 年 月 日	姓 名 性別 年齢 年 月 日	姓 名 性別 年齢 年 月 日

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/>)

トップページ「分野別の政策」雇用・労働>労働基準>労災補償>労災保険給付関係請求書等ダウンロード

